第三十五条第一項第二号中「第二十五条まで」を「第二十三条まで、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十五条第一項若しくは第二項」に、「第三十条まで」を「第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第二十九条、第三十条」に改め、「第三十一条第一項」の下に「、第三十一条の二」を加える。

第三十六条第一号中「又は第五号」を「、第五号、第六号又は第九号」に、「第八号」を「第十二号」に改める。

第六十二条中「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改め、同条を第九十条とする。

第六十一条中「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改め、同条を第八十九条とする。

第六十条第一項中「第五十三条の二第一項」を「第八十一条第一項」に「第六十二条」を「第九十条」に改め、同条第二項中「第五十三条の二第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条第三項中「第五十三条の二第二項」を「第八十一条第二項」に改め、同条を第八十八条とする。

第八章を第十一章とする。

第五十九条中「第四十二条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、第七章中同条を第八十七条とする。

第五十八条中「第十一条第一項」の下に「又は第四十八条第一項」を加え、同条を第八十六条とする。

第五十七条第一項第一号中「第五十二条の二」を「第七十八条」に改め、同項第二号中「第五十二条、第五十二条の三第一号」を「第七十七条、第七十九条第一号」に、「第五十三条第三号」を「第八十条第三号」に改め、同項第三号中「第五十二条の三第三号」を「第七十九条第三号」に、「第五十三条第一号」を「第八十条第一号」に、「若しくは第四号」を「、第四号若しくは第五号」に改め、同条を第八十五条とする。

第五十六条第一号中「又は第四十条の二第四項」を「、第四十七条第一項、第五十八条第四項又は第五十九条第五項」に改め、同条第二号中「第十六条第一項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第十六条第二項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条第四号中「第十七条第二項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を、「業務管理者名簿」の下に「（第十七条第二項に規定する名簿をいう。）」を加え、同条第五号中「第四十条の二第五項及び第四十六条第二項」を「第五十条第二項において準用する場合（第五十八条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第五十八条第五項及び第六十七条第二項」に、「又は第二項」を「、第二項又は第三項」に改め、同条第六号中「第三十条」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を、「、事業参加者名簿」の下に「（第三十条第一項に規定する名簿をいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条第七号中「第四十二条第二項」を「第六十七条第三項」に改め、同条第八号中「第四十六条第四項」を「第六十七条第四項」に改め、同条を第八十四条とする。

第五十五条第二号中「第十七条第三項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第二十四条第二項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第二十五条第二項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五号中「第二十八条第三項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第六号中「第二十九条」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第七号中「第三十二条」の下に「（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六十一条第一項」を加え、同条第八号中「第三十三条」の下に「（第五十七条において準用する場合を含む。）又は第六十一条第二項」を加え、同条第九号中「第二項」の下に「若しくは第五十四条第一項前段若しくは第二項」を、「命令に違反して業務管理者」の下に「（第十七条第一項（第五十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により置かれた者をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「同条第一項後段」を「第三十七条第一項後段」に改め、「含む。）」の下に「若しくは第五十四条第一項後段（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十号中「第四十条の二第八項」を「第五十八条第九項」に改め、同条第十一号中「第四十条の二第二項」を「第五十八条第二項」に改め、同条第十二号中「第四十条の二第三項各号」を「第五十八条第三項各号」に改め、同条を第八十三条とする。

第五十四条第二号中「第十八条第三項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「又は第二十八条第二項（これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）」に、「又はこれらの」を「若しくはこれらの」に改め、「交付した者」の下に「又は第二十四条第三項（第二十五条第三項及び第二十八条第四項（これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者」を加え、同条に次の二号を加える。

四　第三十一条の二第三項（第五十条第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定に違反して、第三十一条の二第三項に規定する事項を閲覧することができる状態に置いた者

五　第四十二条第一項の登録申請書又は同条第二項各号に掲げる書類に虚偽の記載をして提出した者

第五十四条を第八十二条とする。

第五十三条の二第二項中「第五十三条の二第一項」を「第八十一条第一項」に改め、同条を第八十一条とする。

第五十三条第二号中「業務の種別」を「不動産特定共同事業の種別」に、「又は第五条第二項第四号に掲げる」を「新たに不動産特定共同事業契約約款の作成をし、若しくは」に、「をした者」を「をし、又は新たに電子取引業務を行った者」に改め、同条第三号中「第三十九条第二項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「第二十二条」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一号を加える。

五　第四十六条第一項の規定に違反して、小規模不動産特定共同事業の種別の変更をし、不動産特定共同事業契約約款の追加若しくは変更をし、又は新たに電子取引業務を行った者

第五十三条を第八十条とする。

第五十二条の三第一号中「第二十条第一項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二号中「第二十条第二項」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三号中「第四十条の二第二項」を「第五十八条第七項又は第六十一条第三項」に改め、同条第五号中「第四十条の二第六項」を「第五十八条第八項又は第六十一条第四項」に改め、同条を第七十九条とする。

第五十二条の二中「第三十九条第一項」の下に「（これらの規定を第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を、「不動産特定共同事業者」の下に「又は小規模不動産特定共同事業者」を加え、同条を第七十八条とする。

第五十二条第三号中「第十五条」の下に「（第五十条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四号中「又は第四十六条第五項」を「、第五十二条第一項若しくは第二項、第六十一条第六項又は第六十七条第五項」に改め、同条に次の三号を加える。

五　不正の手段により第四十一条第一項の登録を受けた者

六　第五十九条第二項の規定に違反して、届出をしないで適格特例投資家限定事業を営んだ者

七　第六十一条第八項の規定による適格特例投資家限定事業の廃止の処分に違反した者

第五十二条を第七十七条とする。

第七章を第十章とする。

第六章中第五十一条を第七十六条とし、第五十条を第七十五条とする。

第四十九条の二中「金融破綻処理制度」を「金融破綻処理制度」に改め、同条を第七十四条とする。

第四十九条を第七十三条とする。